食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令の一部を改正する省令

食品廃棄物等多量発生事業者の定期の報告に関する省令（平成十九年財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正前

別記様式（第１条関係）

（略）

氏名　　印

（略）

表１～５　（略）

表６　都道府県別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

業種	都道府県名	（新設）	発生量（ｔ）	再生利用の実施量（ｔ）							
				合計	肥料	飼料	（新設）	炭化の過程を経て製造される燃料・還元剤	油脂・油脂製品	エタノール	メタン
	小計										
	小計										
合計											

改正後

別記様式（第１条関係）

（略）

氏名　　（削る）

（略）

表１～５　（略）

表６　都道府県及び市町村別の食品廃棄物等の発生量及び再生利用の実施量

業種	都道府県名	市町村名	発生量（ｔ）	再生利用の実施量（ｔ）							
				合計	肥料	飼料	きのこ類の栽培のために使用される固形状の培地	炭化の過程を経て製造される燃料・還元剤	油脂・油脂製品	エタノール	メタン
	小計										
	小計										
合計											